

京都産業育成コンソーシアム「Kyoto Japan」ロゴマークの使用に関する取扱規程 (H30. 3. 26 改定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都製品の海外市場開拓をサポートするため、京都産業育成コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が定めた「Kyoto Japan」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(登録の届出)

第2条 ロゴマークを使用しようとする事業者は、あらかじめコンソーシアム事務局長に誓約書兼登録届出書（様式1）（以下「届出書」という。）により届け出なければならない。

2 前項の届出は、京都商工会議所、(公社)京都工業会、(公財)京都産業21、(公財)京都高度技術研究所及び(独法)日本貿易振興機構京都貿易情報センター（以下「受付機関」という。）において受け付ける。

3 受付機関は、届出書の提出があった場合は、速やかにコンソーシアムに送付する。

(使用事業者登録)

第3条 コンソーシアム事務局長は、前条の規定により届出のあった内容が、次に掲げる要件を満たすものについて、ロゴマーク使用事業者として登録する。

(1) コンプライアンスを遵守し、公序良俗に反する者でないこと

(2) 海外販路開拓を行う者であること

(3) 京都府内で製品・部品を製造等する者又は京都府内に本社その他の企画・開発拠点をおき、日本国内で製品・部品を製造等する者であること

2 コンソーシアム事務局長は、前項の規定により登録したときは、その旨を届出事業者に、通知書（様式2）により通知するとともに、コンソーシアムホームページ上に登録事業者名（英語表記を含む。）を記載する。

3 コンソーシアム事務局長は、前条の登録を受けようとする者が次に掲げる者である場合は、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第1項各号に掲げる要件を満たさない者

(2) 誓約書兼登録届出書に虚偽の内容を記載した者

4 コンソーシアム事務局長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を届出事業者に通知しなければならない。

(届出書記載情報の共有)

第4条 届出書に記載する内容は、コンソーシアム、京都府、京都市及び受付機関において共有し、各種支援に活用するものとする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。ただし、製品や部品、パッケージなどへのロゴマークの印刷その他、ロゴマークを使用する際にかかる経費については、ロゴマーク使用事業者において負担する。

(使用期間)

第6条 ロゴマーク使用事業者は、通知書（様式2）に記載の使用開始日から、ロゴマークを使用できる。

(使用実績報告)

第7条 ロゴマーク使用事業者は、毎年度末に、使用実績報告書（様式3）によりコンソーシアム事務局長あて速やかに報告しなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 ロゴマーク使用事業者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに登録内容変更届出書（様式4）により変更事項をコンソーシアム事務局長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第9条 コンソーシアム事務局長は、ロゴマーク使用事業者が、次に掲げる事由に該当すると判断した場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 本規程第3条第1項に定めるロゴマーク使用事業者の要件を欠くにいたったとき
- (2) 届出書の内容に虚偽があると認められたとき
- (3) 届出書の内容に反してロゴマークを使用したと認められたとき
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれがあることが認められたとき
- (5) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (6) その他、第1条に定める趣旨に反し、重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

2 登録を取り消したときはその旨を当該事業者に通知するとともに、コンソーシアムホームページ上に事業者名を公表するものとする。

(損害に対する責任)

第10条 ロゴマーク使用事業者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、京都府知事、京都市長、京都商工会議所会頭、(公社)京都工業会会長及びコンソーシアム事務局長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 前条の規定により登録を取り消した場合、使用登録を取り消された者又は第三者に損害が生じても、京都府知事、京都市長、京都商工会議所会頭、(公社)京都工業会会長及びコンソーシアム事務局長はその責めを負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、コンソーシアム事務局長が別に定める。

附則 この規程は、平成24年 5月14日から施行する。

附則 この規程は、平成27年11月16日から施行する。

附則 この規程は、平成30年 3月26日から施行する。